

◇ 除排雪支援制度お申込みの注意事項 ◇

1. お申込み期間

- ◎ 令和7年12月15日(月)から令和8年3月18日(水)までのお申込みとします。
ただし、令和7年12月27日(土)から令和8年1月4日(日)の期間は利用できません。

2. お申込みについて

- ◎ 貸与日の2週間前から3日前までに申込書を提出してください。
- ◎ 上記申込日が土日祝日の時は、その日以前の直近の平日とします。
- ◎ 申込の受付時間は、8:45から17:15までとします。
- ◎ 貸与日が他団体と重なった場合は、先着順とします。
- ◎ 貸与は1日単位とし、連続する日程での貸与は原則最大3日間(申込が集中した場合、又は年末年始はこの限りではない)としておりますのでご理解をお願いします。
- ◎ 排雪用ダンプは、1団体につき1日1台の支援とします。
- ◎ 排雪用ダンプについて、天候状況によってはダンプを派遣できない、希望する種類(2t・4t)を派遣できない場合がありますので、予めご理解をお願いします。

3. 除雪作業について

- ◎ 小型除雪機の貸与(使用可能)時間は、9:00から16:30までとします。
- ◎ 天候不良により作業の安全確保ができない時は作業を中止してください。
- ◎ 休憩中など作業を行わない時は、必ず除雪機のエンジンを切ってください。
- ◎ 周囲を確認し、巻き込み等の事故に十分気をつけて作業を行ってください。また、除雪機を操作される人のほかに、作業全体の安全を確認する人の配置をお願いします。
- ◎ 作業中の安全管理は、町内会等の団体で責任を持って行ってください。
- ◎ 除雪機の操作方法は、引渡しの時に担当者がご説明いたします。
- ◎ 排雪用ダンプの運転は、市が委託契約する者が行うこととし、雪の積み込み作業は団体が行うこととします。
- ◎ 作業は可能な限り複数人で実施し、通行者、通過車両、除雪箇所の異物等の監視を怠らないようにして下さい。また、作業時には貸与する安全チョッキの着用をお願いします。
- ◎ 貸与する除雪機は動産保険(盗難・機械の損傷)に加入していますが、保障の対象にならない場合(例:機械を空地に野晒して保管していて盗難された等)がありますので、軒下での管理を徹底して下さい。
- ◎ 除排雪作業で第三者に損害を及ぼした場合、作業している方の事故については団体の責任においてその賠償を行うこととし、必要な保険の加入を行い安全に期して下さい。なお、新規での賠償保険加入でお困りの場合はご相談下さい。(排雪用ダンプの運転で第三者に損害を及ぼした場合は、運転を受託した企業において賠償を行います。)
- ◎ 当制度の適用範囲として、地域の生活道路のほか、ひとり暮らしの高齢者世帯や障がい者世帯等の除雪が困難な世帯の間口や、民間保育園の駐車場など、「町内会等の団体が必要と判断した箇所」となっています。

4. 燃料について

- ◎ 除雪機の燃料はガソリンです。ガソリンの持ち運びは消防法に従って専用の容器を使用してください。(携行缶の貸出ができます。)
- ◎ 除雪機の燃料は満タンの状態で貸与し、作業中に燃料が空になった際は、使用する町内会等の団体にて補給(満タン返し)をお願い致します。(※燃料補給に係る燃料費は、町内会の負担となります。)

5. その他

- ◎ 安全用具(安全チョッキ、カラーコーン、誘導棒、矢印表示板)は貸出しが可能です。
- ◎ 作業が終わりましたら、実績記録簿に町内会名、日時、作業箇所等の記入をお願いします。
- ◎ 機械が故障した場合や事故が発生した場合は、建設部管理課道路維持係に速やかに連絡してください。

予約先:市役所建設部管理課道路維持係

電話:33-3131(内線 2412・2413)

